

北九州市健康づくりインセンティブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市健康づくりアプリ(以下「アプリ」という。)の利用に応じて付与されるポイント等を用いて利用者に景品を提供することで、生活習慣の改善や特定健診の受診など、市民の主体的な健康づくりを推進するために実施する北九州市健康づくりインセンティブ事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)北九州市健康づくりアプリ 北九州市(以下「市」という。)が配信する市民の健康づくりを支援するための機能を備えるスマートフォン用アプリケーションソフトであって、市がコンテンツの管理運用を行うものをいう。
- (2)ポイント アプリを利用してウォーキングや体重・血圧の記録などの健康づくりに取り組むことで獲得できる点数をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市在住者又は市に通勤・通学する者とする。

(ポイントの付与)

第4条 ポイントはアプリ内に付与され、付与されるポイント数は、別に定める。

2 ポイントの取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1)ポイントの有効期間は、事業期間内とする。
- (2)ポイントは、第三者に譲渡することはできない。
- (3)偽りその他不正行為により付与されたと認められるポイントは抹消する。

(ポイントの利用)

第5条 対象者は、獲得したポイントを利用して、景品の応募を行うことができる。

(景品の応募)

第6条 景品の応募要件と応募方法は、別に定める。

(個人情報の取扱い)

第7条 本事業で収集した個人情報は、すべて市に帰属するものとする。

2 本事業において収集した個人情報は、市の監督のもと、受託者が管理する。

3 受託者は、市が定める個人情報保護に関する条例、規則その他の規範を遵守しなければならない。

- 4 受託者は、市が定める個人情報保護に関する基本方針その他の基準に基づき、本事業で収集した個人情報を管理しなければならない。
- 5 市及び受託者は、収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはできない。ただし、市は、本事業から得た個人情報を個人が特定できない形で統計・分析等に利用することができる。
- 6 市及び受託者は、本事業の履行にあたり知り得た個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者に提供し、開示し、漏えいし又は本事業の履行以外の目的に使用してはならない。この事業が終了した後も同様とする。
- 7 前項の規定は、市又は受託者が司法手続きにおいて個人情報を使用する場合又は法令に基づき開示する場合には適用しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。